

## 申請に対する処分の審査基準

担当部署:福祉部生活支援課 No.010

処 分 名	総合福祉センター（あしすと春日部）のデイサービスセンターの使用の許可
処 分 の 概 要	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護者及び要支援者と認定されていない方が総合福祉センター（あしすと春日部）のデイサービスセンターを使用しようとするときは、春日部市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	春日部市総合福祉センター条例（平成17年条例第86号）第11条 春日部市総合福祉センター条例施行規則（平成17年10月1日規則第20号）第2条
審 査 基 準	<p>◎春日部市総合福祉センターにあるデイサービスセンターを使用できる方は</p> <p>（1）介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護者及び要支援者と認定された方</p> <p>（2）その他市長が特に必要と認めた方となります。</p> <p>また、（2）の場合については、市長の許可が必要となりますが、（2）については処分の先例がないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、基準は設定しません。</p>
標準処理期間	5日（利用日等の調整に要する期間3日を含む）
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	随時
申請方法	ケアマネージャーを通じて申請
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

春日部市総合福祉センター条例

(使用の許可及び制限等)

第 11 条 デイサービスセンターを使用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護者及び要支援者と認定された者

(2) その他市長が特に必要と認めた者

2 デイサービスセンターを使用しようとする者(前項第1号に規定する者を除く。)は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の規定により、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

春日部市総合福祉センター条例施行規則

(デイサービスセンターの使用の許可手続)

第2条 条例第11条第2項の規定により、春日部市高齢者デイサービスセンターの使用の許可を受けようとする者又はその家族(次項において「デイサービスセンターの申請者」という。)は、春日部市高齢者デイサービスセンター使用・変更申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 健康状況証明書(様式第2号)

(2) 日常生活状況調査表(様式第3号)

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を当該デイサービスセンターの申請者に春日部市高齢者デイサービスセンター使用・変更許可(却下)通知書(様式第4号)により通知するものとする。